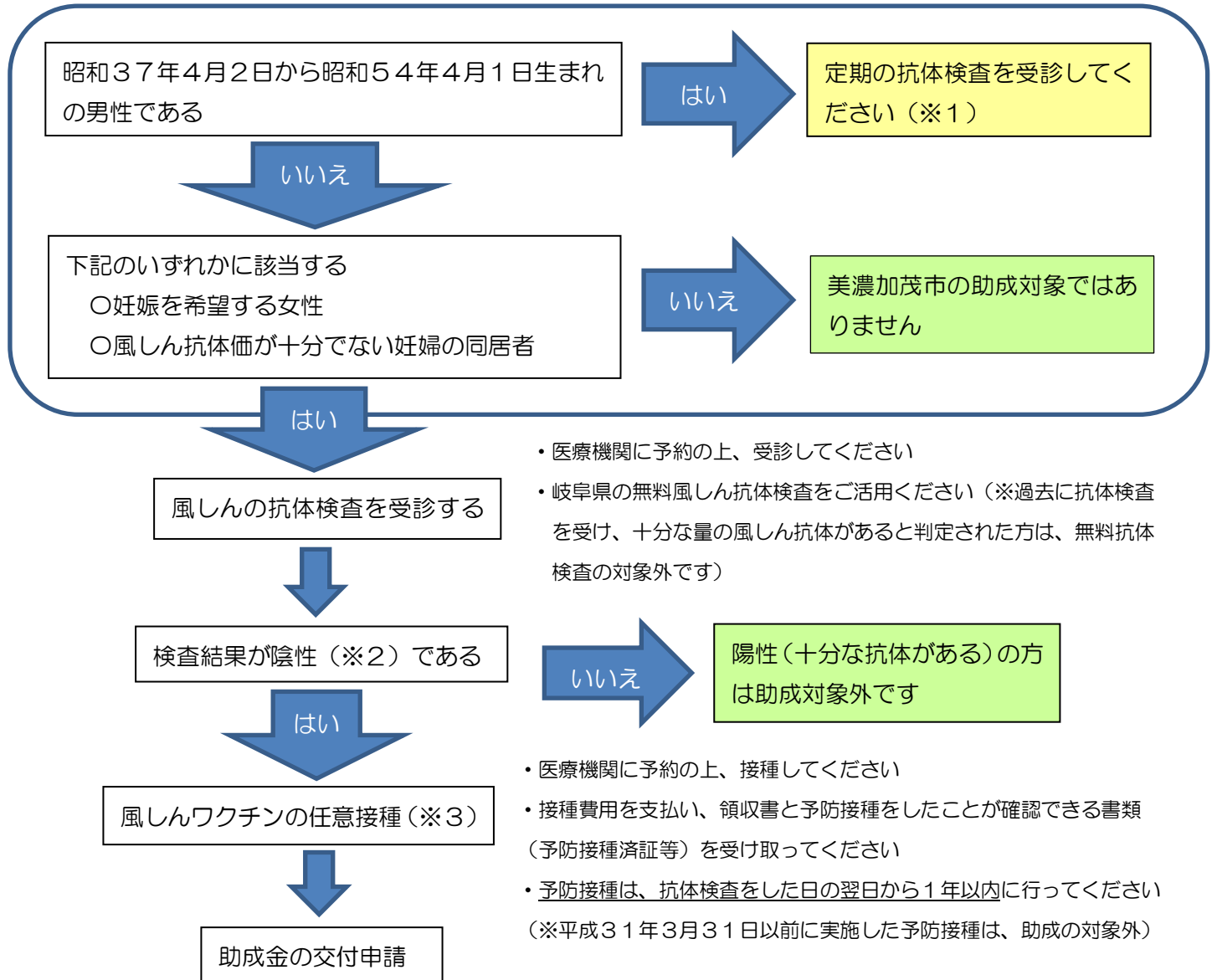


風しん抗体検査、予防接種を希望する方へ (費用助成事業の対象者と手続き)

美濃加茂市では、平成31年4月1日から任意の風しんワクチン予防接種費用助成事業を始めました。助成の対象者及び手続き等の流れは、下記のフローチャートでご確認ください。



- **申請期限**：予防接種日の翌日から1年以内
- **必要書類**：予防接種をしたことが確認できる書類（予防接種済証等）、予防接種費用の領収書、抗体検査結果が分かる書類（妊婦の同居者である場合は、当該妊婦の抗体検査結果書類も）
- **その他の条件**：美濃加茂市民（予防接種日、交付申請日の両日とも）、市税等の滞納がない

（※1）風しん第5期定期予防接種に係る抗体検査についての詳細は、美濃加茂市健康課（保健センター）にお問い合わせください。

（※2）「検査結果が陰性」とは、抗体検査の結果、免疫が不十分と判断された方で、下記の「抗体価基準」の方。

抗体価基準・・・HI法16倍以下、EIA法8.0未満、CLEIA法14.0未満

（※3）風しんの予防接種は、麻しん風しん混合（MR）ワクチンになります。

風しんワクチン任意予防接種費用の一部を助成します！

妊娠している女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんに心臓病、白内障、難聴などの障がい「先天性風しん症候群」になる可能性があります。

美濃加茂市では、風しんのまん延を予防し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、風しんワクチン予防接種にかかる費用の一部を助成します。

助成金交付の対象

(1) 妊娠を希望する女性

(2) 風しん抗体価が十分でない妊娠中の女性の同居者

のうち、下記の要件をすべて満たしている者

※(2)のうち昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は、健康課へご相談ください。

① 美濃加茂市内に住所を有すること

(風しんワクチンの予防接種をした日、助成金の交付申請日の両日。(2)の場合は、当該女性についても両日とも美濃加茂市内に住所を有することが条件)

② 風しんワクチンの予防接種をした日より1年以内に風しん抗体検査を受け、抗体価が十分でないと診断された者であること

(抗体検査の基準：HI法16倍以下、EIA法8.0未満、CLEIA法1.4未満)

③ 市税等を滞納していないこと

助成額

風しんワクチン予防接種の費用額(上限5,000円)

※助成は、対象者1人につき1回限り

助成金の申請方法

下記の必要書類を持参のうえ、予防接種を受けた日の翌日から1年以内に申請してください。

- 美濃加茂市風しんワクチン予防接種費用助成金交付申請書(別記様式)
- 風しんワクチンの予防接種をしたことが確認できる書類
- 風しんワクチンの予防接種に係る領収書(原本)
- 風しんウイルス抗体検査の結果を確認することができる書類
- 振込先口座が分かるもの(通帳など) ※振込先口座は申請者名義のものに限ります

【申請先・問い合わせ】

美濃加茂市役所 健康課(保健センター)

〒505-0010 美濃加茂市健康のまち一丁目2番地

みのかも健康プラザ

TEL.0574-25-4145



Walkable City
Minakama
ウォーカブルシティ・ミノカモ